平成２０年（フ）第１００号
茨城県常総市大輪町903番地の６
破産者　株式会社桜梱包運輸
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１７５号
茨城県桜川市東飯田414番地
破産者　有限会社鈴木石材
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第１２４８号
東京都立川市富士見町１丁目26番５号
破産者　有限会社テクト
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２４９号
東京都立川市富士見町１丁目26番５号
破産者　佐藤　文和
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１２８１号
東京都東村山市萩山町２丁目２番地萩山団地７―709
破産者　玉木　晧雄
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２１年（フ）第１０９１号
神奈川県座間市相模が丘４丁目62番12号
破産者　株式会社タカラ
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２０５６号
川崎市高津区千年1251番地
破産者　株式会社キョーシン
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第２４１号
石川県白山市美川浜町ル363番地３、開始時住所福井県坂井郡春江町江留上錦19番地１
破産者　髙橋　和彦
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７号
福井市若栄町803番地
破産者　有限会社笠川鋼産
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第５２０号
福井市松本１丁目18番20号
破産者　三洋建工有限会社
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２０年（フ）第５５号
福井県大飯郡おおい町本郷110号２番地
破産者　株式会社岸下設備工業
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２１年（フ）第８８号
岐阜県高山市石浦町１丁目210番地
破産者　大坪建設株式会社
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第１６９号
静岡県浜松市天竜区長沢425番地の３
破産者　株式会社大城組
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２１年（フ）第１４７号
愛知県一宮市三ツ井４丁目10番１号アクティブ青山Ａ号
破産者　株式会社進和
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第２２６号
名古屋市中川区富船町３丁目１番地の１
破産者　有限会社ノリック
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第１８８６号
京都市北区小山下内河原町91番地
破産者　有限会社イコール
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１９９４号
京都府久世郡久御山町林北畑92番地１
破産者　関西リアルエステート株式会社
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３９号
香川県高松市瀬戸内町50番５号
破産者　有限会社岡本食品
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第３３号
福岡県直方市大字下境3910番地
破産者　株式会社大堀建設
１　決定年月日　平成22年３月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所直方支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２１年（フ）第５２号
秋田県にかほ市象潟町大須郷字大道下41番地38
破産者　伊東　富藏
１　決定年月日　平成22年３月16日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所本荘支部

平成２１年（フ）第２９３８号
福岡市南区和田１丁目12番17号
破産者　徳田　正憲
１　決定年月日　平成22年３月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２８５号
福岡県福津市東福間８丁目１番11―201号
破産者　中嶋　典弘
１　決定年月日　平成22年３月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部